

有機技術通信

トピックス

- 動き出した国による有機農業技術開発研究とその様相
- 第2回有機農業技術総合研究大会のご案内

www.ofrc.net

特定非営利活動法人
有機農業技術会議 事務局
発行責任者：藤田 正雄

<動向報告> 動き出した国による有機農業技術開発研究とその様相

中島 紀一（有機農業技術会議副代表・茨城大学農学部）

ようやく国としての有機農業技術開発研究が動き出すことになりました。研究開始は本来ならば1970年代であるべきだったと思います。ともあれ今回、遅い出発が出来たのは推進法の制定によるものでした。しかし、研究開発は法律が出来れば自動的に進むというものではありません。国の研究開発陣のなかにこの課題に積極的に取り組む意思が確立されなければ期待の持てる展開などあり得ません。過去の長い経過からすればそうした状態が作り出されるか否か、たいへん危ぶまれましたが、一応順調な滑り出しはできたように思います。今後も順調に進むかどうかは判りませんが、最近の経過とその意味について簡単に整理しておきたいと思います。

国との会合

有機農業の技術研究についての国側との接触は2006年4月の中川大臣と会見の後、中央農業総合研究センター（中央農研）の幹部が中島のところにおいてになったところから始まりました。その後、日本有機農業学会代表として中島と長谷川さんの二人が中央農研

の小川所長をお訪ねし、有機農業研究のあり方について話し合いを始めよう、とすることで合意が成立しました。しかし、具体的な取り組みは、推進法成立、基本方針策定までは開始されませんでした。

基本方針も審議会です承された07年4月に有機農業技術会議の西村代表らが中央農研を訪問し、小川所長の後任の丸山所長および中央農研の幹部らと会見し、さらにそこでの合意を踏まえて、茨城県石岡市(旧八郷町)での現地合同検討会が開催されました。また、農業・食品産業技術総合研究機構の堀江理事長も全国有機農業団体協議会代表である金子さんの霜里農場を訪問されました。このあたりから、国としての有機農業技術開発に関して急速に状況が拓かれていきました。以来、まだ半年しか経っていませんが、国側との話し合いと、それを踏まえての国側の認識変化は思いのほか前向きに進んでいるように思います。

推進法制定後の変化

これまでの国側技術陣の有機農業認識は、端的に言えば有機農業否定であり、民間の特殊な取り組みとし

第2回有機農業技術総合研究大会

今回は北海道での開催を意義づけるため、有機農業が大面積でも可能なかどうかを中心課題として、より具体的な討議をします。大面積で有機農業に挑んできた農家の努力をもとに、様々な視点で「大規模有機農業の可能性」を探っていきたいと願っています。

シンポジウムでは、稲作、野菜作、ダイズ作における大規模有機農業の成功事例および北海道立農業試験場からの技術開発の報告を受けて、今後の技術開発と規模を拡大するための諸条件を議論し、大規模有機農業の可能性を探ります。

さらに、稲作、畑作、畜産、堆肥・土づくりの4つの分科会に分かれて、座長等の話題提供のもとに、参加者と意見交換をします。

日時 2008年3月21日（金）
場所 酪農学園大学
参加費 3000円（賛助会員は1000円引）

詳細につきましてはウェブサイト www.ofrc.net をご覧ください。

日程

12:00～ 受付
13:00～13:30 開会・来賓挨拶
13:30～13:50 基調講演「有機農業の技術確立と有機農業技術会議の役割」
14:00～16:15 シンポジウム「大規模有機農業実現の可能性を探る」
16:30～18:45 分科会「稲作、畑作、畜産、堆肥・土づくり」

同時開催 3月21日 酪農学園セミナー、農民管弦楽団演奏
3月22日 農を変えたい！全国集会在北海道

てその存在は認識するとしても、国として重要な位置づけをして有機農業の技術開発を進めるという意思はないというものでした。06年5月の中央農研幹部の言い方では、有機農業研究は従来の土壌肥料研究や総合防除（IPM）研究の枠組で十分に包摂されている、いわゆる減減栽培の推進こそ正しい技術路線であり、有機農業はその路線上の一つの特異なあり方にすぎない、これからもIPM研究等のなかに有機農業分野の課題をちゃんと包摂していくので、そういう線で了解して欲しいというものでした。

しかし、推進法が制定され基本方針が策定され、こうした国側の認識態度は大きく変わりました。まず有機農業は民間の有志が熱心に進めてきた正しい農業の取り組みであり、それに関して国は技術開発面でも支援していくという基本線が農水省技術陣の最高幹部の発言として明確にされました。法律制定後に国の幹部がこの程度の発言をすることは法治国家としては当然のことではありますが、上記の認識表明は当事者の気持ちの上でも一応納得されたものになっているようです。もちろん認識の程度はまだ浅く、不十分ではありますが、気持ちの上でのこうした切り替えがかくもスムーズに進むとは思いませんでした。国の技術陣は有機農業支援の立場に立つことが一応幹部の認識として確立できたことは、第一の成果だと思えます。

さらに有機農業技術については国側にはほとんど何の蓄積もなく、有機農業の技術ポテンシャルはほぼ完全に民間の農家や技術陣の側にあることを素直に認識し、これまでの国側の農業技術論を有機農業には押し付けないことも一応、幹部の認識としては明確にされました。この認識を前提として、有機農業技術開発は民間のイニシアティブを尊重し、民と官の協働を進めるとすることも明確にされました。官主導、上から下への技術普及を基本としてきた国側のこれまでの体質化した対応から見れば驚くべき変化だと思えます。

有機農業技術の認識

この段階での国の技術陣の有機農業技術への常識的認識はおおよそ次のようなものでした。

有機農業は、無農薬・無化学肥料栽培で、なかには有機質肥料をたれ流的に使用するケースも少なくなく、病虫害多発、生育不良等によって品質、収量に劣るといった欠陥を持っている。有機農業技術開発にあたってはJAS基準準拠という制約があり、その発展可能性は小さい。

こうした有機農業技術認識に対して、有機農業技術会議は、有機農業技術は単なる無農薬・無化学肥料栽培でも、有機JAS規格をクリアした有機農産物生産技術でもない。有機農業は自然の摂理に順応し、作物の生

命力を重視して健全な生育を確保し圃場や周辺地域での循環的な生態系形成によって安定した生産体制を築いていこうとする農業あり方であり、それは固定したモデルではなく、風土性、地域性、農場による個性性を多く含んだ発展的な骨太な技術路線である。有機農業は自然の恵みとしての健康で美味しい食べものを生産する営みである。それは地域の自然と農業を切断し、外部投入資材に依存し、商品としての農産物を生産する近代農業の技術路線とは著しく異なっている。等々のことを実例に則して实际的に、かつ理論的な体系性も含めてできるだけ丁寧に説明してきました。こうした私たちの説明を聞くのは初めてのことだったようです。そして、その内容は国側の技術陣幹部にとって予想外のものであり、十分に納得したかどうかは別として、有機農業には近代農業とは異なったそれなりにまっとうな技術理論があり、それは荒唐無稽のものではない、ということも理解してもらえたように思います。

今後の有機農業技術開発

有機農業技術についてのおおまかな理解の転換が図られたため、有機農業技術開発は、無農薬・無化学肥料栽培のための単なる個別ノウハウ開発ではなく、有機農業技術論の科学的解明と検証、有機農業技術論を踏まえた体系性、発展性のあるものとして取り組んでいくべきだという認識が枠組みとして設定されるようになりました。

具体的な技術開発計画に関しては、上述のような前提認識の転換に対応して、研究推進は従来の要素還元主義的な研究方法論では対応できない、現場でのいねいな観察と総合性のある技術形成、農家の意思や直感力、長期にわたる技術形成力への積極的評価等が必要だという議論がされるようになっていきます。

また、個別技術分野ごとの課題抽出にあたっては、有機農業農家の農薬や化学肥料使用せず、土づくりに取り組んできた圃場では、病虫害は多発せず、品質、収量ともに高水準が実現されており、そうした実例をモデル的に解析していく必要があることが、ほぼ必ず指摘されるようになっていきます。

実際の研究開発推進はこれからのことであり、ここで述べた前向きの変化も、まだ部分的で、不安定であり、今後の展開はなお不透明なものです。一部幹部の部分的な認識変化にすぎないというのも事実です。取り組みはまだ始まったばかりであり、状況は予断を許すようなものではありません。しかし、動きは確かに開始されており、そこでの最初の舵取りは、思いのほか適切なものとなりつつあることは、我らの取り組みの成果として確認しておいて良いように思われます。

(2007年9月20日記)